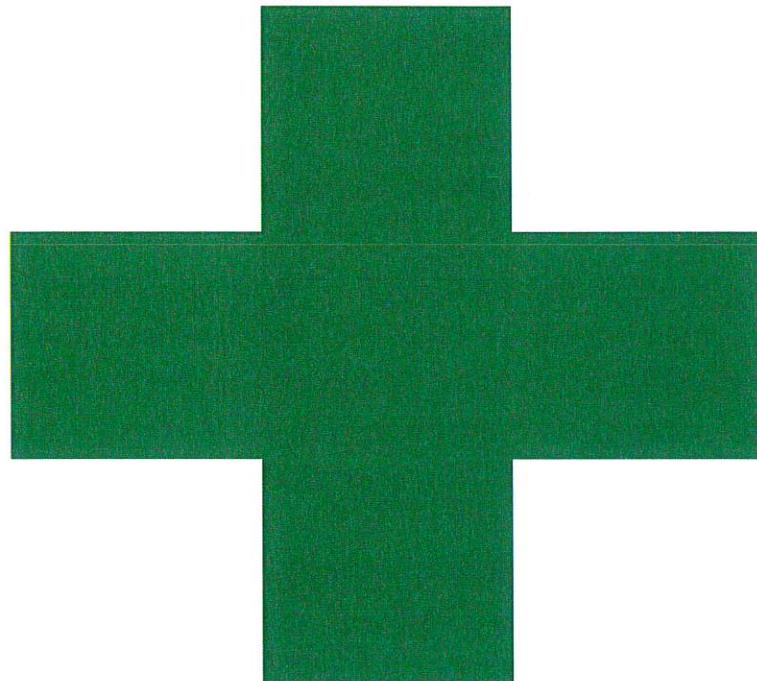


---

# 安全作業標準

---

～ひとつでも怪我・事故を無くす為に～



2023年5月9日

スナダ建設株式会社



2011年12月 作成

※朝礼場所の掲示板にミネトの上、周知徹底を図ること。

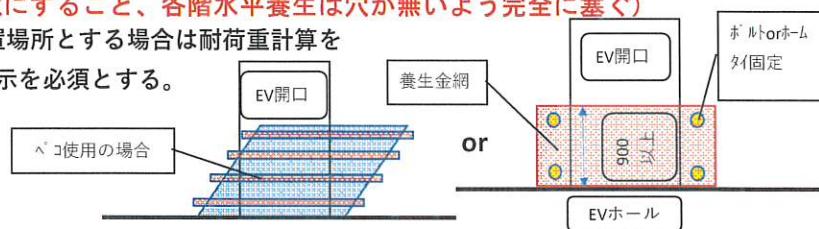
2021/6/16 改定

2022/12/14 項目追加：中倉

2023/5/9 項目変更：結城

- ① EV開口の養生は養生金網をアンカーで固定する  
 (セパを利用してホーマイで止めるも可とする)  
 (養生金網は横張1枚にすること、各階水平養生は穴が無いよう完全に塞ぐ)

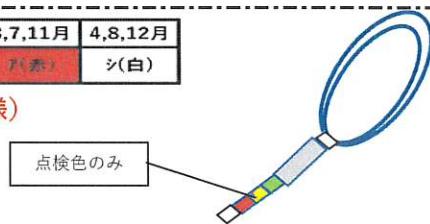
※ペコを使用し資材の置場所とする場合は耐荷重計算を  
 した上で、積載荷重表示を必須とする。



- ② 各月の玉掛ワイヤー点検色は  
 右記の表によるものとする。

月	1,5,9月	2,6,10月	3,7,11月	4,8,12月
色	ミ(緑)	キ(黄)	ア(赤)	シ(白)

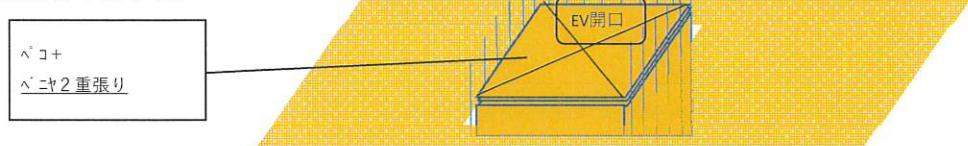
※介錯ローフ も点検する事。 (業者持ち込みワイヤーも同様)



- ③ ワイヤーモコ・布モコはスナダ建設からの支給品を使用し、使用時は点検する事。

※持込品使用時は持込時に持込会社・現場所長または主任（現場担当）と状態確認を行い、  
 使用許可を得る事（ポリ袋・ビニル袋は使用不可）。

- ④ 車体施工時(コンクリート打設前)EVピットの天端はスラブを貼って材料置場ステージとコンクリート打設  
 足場を兼ねるものとする。



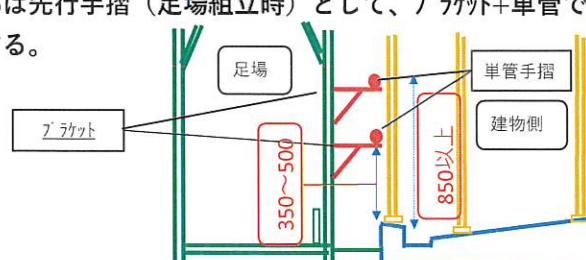
- ⑤ 荷揚げ開口養生はコンパネ2枚貼が必須。開口養生ズレ止めは開口上部四周に桟木を固定  
 し、コンパネ2枚を丁番で固定する。もしくはコンパネの下にズレ止めの桟木を2本打つ。

(長手・短手は問わない)

※建込階は配筋時ベニヤを裏返し  
 開口部に隙間なく設置する事



- ⑥ 格子手摺及び硝子手摺部は先行手摺（足場組立時）として、ブラケット+単管で2段の手摺  
 を設ける。⇒親綱は不可とする。

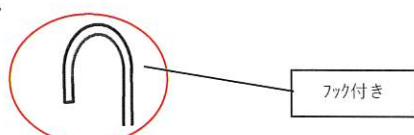


- ⑦ 壁筋・差筋の天端は基本フック付きまたは保護バー・キャップとする。

⇒フック付とする箇所は各現場の指示によるものとするが、

妻壁と足場に面するEV壁には

必ずフックを設ける。⇒親綱は不可とする。



⑧ 命を守る！！カードをA3版に拡大コピーして、各階(EV前等の見やすい場所)に掲示する。

その上に『監督より119番が先』のチラシを掲示。(由来をトイレに掲示する)



⑨ 作業場でのラジオは禁止。(大きな音でかけられること多いため、危険を知らせる声等が届かない)上記の理由により、イヤホンをつけての作業も禁止とする。片耳のものは可とする。



⑩ 半袖、半袖+アームカバー、作業着の裾まくり、スパッツ+ハーフパンツ厳禁。肌を露出させない。

市販でハーフパンツ等ありますが、メーカー確認したところ運送業・サービス業へ向けて製作したものという回答でしたので、弊社の現場では使用厳禁。

※熱中症対策の空調パッドの使用は良いが半ズボンタイプは不可とする。



⑪ ヘルメットの下に帽子、タオルを巻くのは禁止。(但し、専用の市販品は可とする)



⑫ 内部作業について、ヘルメットは原則着用とするが頭部保護をしていればこの限りではない。但し、廊下・バルコニー等へ出る際はヘルメット着用を厳守すること。(労働安全衛生規則による保護帽の着帽規定に従う)

⑬ ネックウォーマーの使用は可。但し、着用する人の顔色等がわかるようにすること。



ネックウォーマー 耳をふさがないこと

⑭ 新規に入る現場の1ヵ月前の安全衛生協議会から作業が完了する月まで安全衛生協議会には必ず出席し、事業主パトロールを実施し記録すること。

※原則として、直接仮設工事・鉄筋工事・型枠工事・電気設備工事・給排水設備工事・ガス工事の事業主は安全衛生協議会とは別に月1回事業主パトロールを随時行う。

なお、事業主とは会社の代表・支店長・職方に対し権限をもつ担当者(工事管理者等)を意味し、職長・一般職方は不可。

⑮ 一人でクレーンの運転・玉掛け・荷受けの禁止。また、介錯ローブは必ず使用すること。

※毎日クレーン運転者及び玉掛け者を専任し資格証を携帯させ朝礼時確認しKY用紙に記入し必ず始業前点検の記録を残すこと。誓約書へのサインも必項。

違反者は使用禁止もしくは現場退場とする。

⑯ 七尺以上の長尺脚立を使用する場合は、通常の脚立持込許可証とは別に長尺脚立使用許可証(各現場単位にて発行)を脚立の見えるところへ取付、使用すること。長尺脚立使用許可は各現場の所長へ長尺脚立使用許可願申請書を提出し、許可証を受け取る。



⑰ クジラの日(一斉清掃 週1回(30分)、職長パトロール(月2回))を設け実施する。

\*現場周辺の清掃・整備も行うこと。